

学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（国立市第2版）

1 学校で感染者が確認された場合の対応について

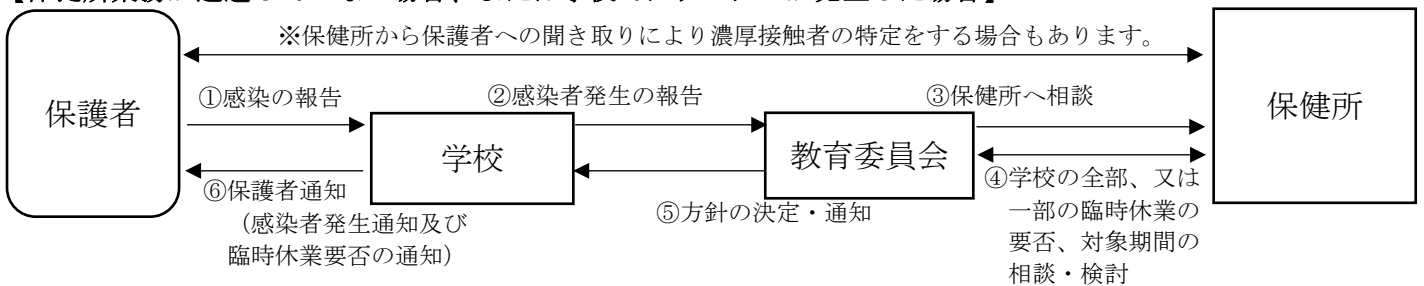
- 児童・生徒の感染者：「出席停止」（学校保健安全法 第19条） → 欠席とはなりません。
 - 教職員の感染者：「病気休暇」「在宅勤務」「職務専念義務の免除」等により出勤しません。
- ※ 児童・生徒や教職員が濃厚接触者・濃厚接触の候補者・みなし陽性者と判定された場合も、同様の措置をとります。
- 保護者の方へは今まで同様、一斉メール配信でお知らせいたします。なお、人権尊重・個人情報保護の観点から、学校名は公表いたしません。（当該校には、必要に応じて学校からお知らせいたします。）ご理解いただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

2 濃厚接触者等の特定及び臨時休業の検討について

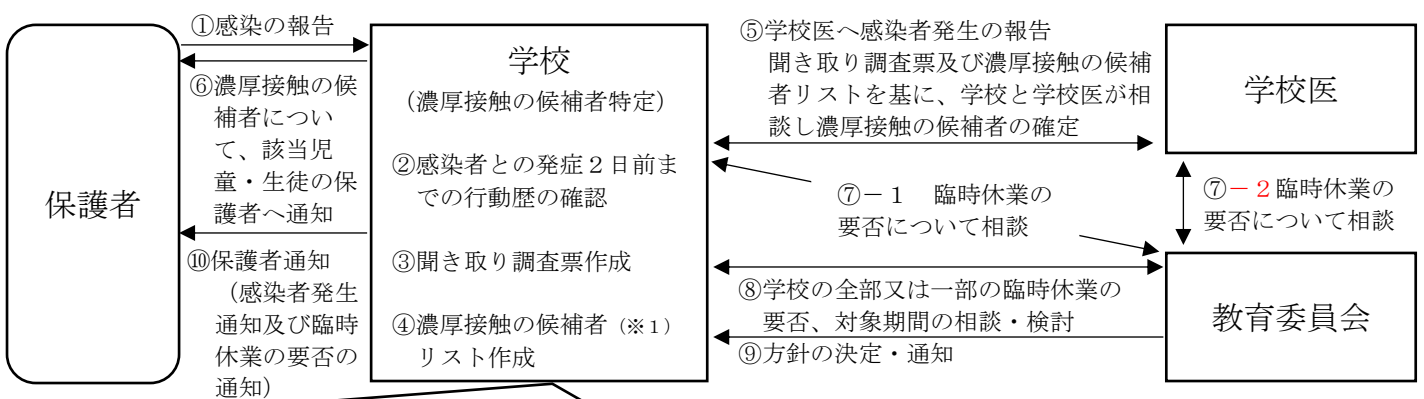
緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、校内の濃厚接触の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。

保護者から児童・生徒の感染者情報が学校へあった場合、国立市立小・中学校では濃厚接触の候補者の特定及び臨時休業の検討を以下の手順で行います。

【保健所業務が逼迫していない場合、または学校でクラスターが発生した場合】



【緊急事態宣言やまん延防止重点地域等で保健所の業務が逼迫している場合】



（※1）保健所による調査が実施されるまでの間、「感染可能期間に感染者と接触した者（濃厚接触の候補者）」等に対して、学校の希望により無料でPCR検査を実施する（東京都教育委員会の通知により、令和4年3月末まで）
 対象：保護者の同意を得た児童・生徒及び教職員 検査方法：唾液の自己採取によるPCR検査（郵送）

＜濃厚接触の候補者とは＞

- ・感染者と同居、又は長時間の接触があった者 ・適切な感染防御なしに感染者を介助または救助した者（主に教職員）
 - ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が行われた場合は、時間の長さを問わず濃厚接触者に該当する場合がある）
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- （※2）必要な感染症予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

＜みなし陽性者とは＞

- ・同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査をせずに陽性と同等の診断をされた者

3 出席停止の措置及び臨時休業等の判断について

臨時休業の場合、人流抑制（感染拡大防止）のため、外出を控え、家庭で過ごすようお願いします。

※学校から依頼される臨時休業期間の健康観察に、ご協力をお願いします。

※「学びの保障」については、「4 学級閉鎖・学年閉鎖及び学校閉鎖時における『学びの保障』について」をご参照ください。

「出席停止」となる場合

- ・新型コロナウイルスに感染した場合
- ・濃厚接触者・濃厚接触の候補者となった場合
- ・本人または同居の家族が、かぜ症状（咳・喉の痛み等）がみられる場合、体調不良の場合
- ・感染予防、感染不安のため学校を休む場合
- ・ワクチン接種のため学校を休む場合
- ・ワクチン接種後の副反応がある場合
- ・本人または同居の家族がPCR検査を受けた場合 等
- ・本人または同居の家族が濃厚接触者・濃厚接触の候補者の判定待ちの場合

臨時休業① 「学級閉鎖」の判断基準

以下【A】～【D】のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- 【A】 学級で2～3名以上の感染者
- 【B】 1名の感染者 + 複数の「かぜ」等の症状者
- 【C】 1名の感染者 + 複数の濃厚接触者（濃厚接触の候補者）
- 【D】 教育委員会が必要と判断した場合

臨時休業② 「学年閉鎖」の判断基準

同一学年で複数の学級が閉鎖

臨時休業③ 「学校閉鎖」の判断基準

複数の学年が閉鎖

※閉鎖の期間としては、5日間程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえ、学校と学校医（または保健所）、及び教育委員会とで相談し判断する。

【学童保育所の対応】

- ・学級閉鎖、学年閉鎖 → 当該学級・学年以外の児童は、通所可能
- ・学校閉鎖 → 当該校の児童は、通所不可

【児童・生徒の登校にかかる判断基準】

- ① 本人及び同居家族に風邪症状等体調不良がある場合は、登校を控える。
- ② 同居家族が陽性となった場合は、濃厚接触者として一定期間登校を控える。
- ③ 同居家族が濃厚接触者等とされた場合、家族全員に体調不良がなければ登校可とする。
- ④ 同居家族が濃厚接触者等かどうか特定されない場合についても、家族全員に体調不良がなければ登校可とする。

4 学級閉鎖・学年閉鎖及び学校閉鎖時における「学びの保障」について

【「学びの保障」における基本的な考え方】

学級閉鎖・学年閉鎖及び学校閉鎖時につきましては、学びを前に進めるため以下のように学習を進めていきます。

【学習方法】

・「1人1台端末」を持ち帰った（または、家庭のパソコンを活用した）オンライン形式の学習（※1日程度の学級・学年閉鎖の場合は、この限りではない）

オンライン形式の学習とは、以下の方法を想定しております。

- 例① 健康観察（Google meet等を使用）+課題提示（紙・電子データによる課題の配布）
- 例② 健康観察（Google meet等を使用）+課題提示・動画視聴（オンデマンド）
- 例③ 健康観察（Google meet等を使用）+課題提示・授業中継（オンライン）
- 例④ 健康観察（Google meet等を使用）+課題提示・授業中継・動画視聴（オンライン+オンデマンド）

【学習内容】

小学校：主に国語・社会・算数・理科 中学校：主に国語・社会・数学・理科・英語
上記の教科を中心に学習を進めます。

【学級閉鎖や学年閉鎖・学校閉鎖期間中のオンライン形式の学習を進めるにあたり】

- ・家庭において「1人1台端末」のインターネット接続をお願いします。（家庭用パソコンでも代用可能）
- ・臨時休業の場合、人流抑制（感染拡大防止）のため、外出を控え、家庭で過ごすようお願いします。ただし、感染者や濃厚接触者・濃厚接触の候補者に該当していない児童・生徒で、ご家庭のインターネット環境を使用した学習が難しい場合（例：家庭に児童を1人にするに不安がある場合や、家庭で複数の児童・生徒が同時にインターネット接続をすることが困難な場合 等）は、学校に登校して感染症対策を講じた上で学習に取り組むことが可能ですので学校へご相談下さい。
- ・体調がすぐれない場合は、無理にオンライン形式の学習に取り組む必要はございません。
- ・接続等がうまくいかずに学習に取り組めない場合は、保護者のサポートをお願いいたします。
- ・ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせ願います。

